

事務室賃貸借契約書

あいち聴覚障害者センター（以下、「甲」という。）と特定非営利活動法人愛知県難聴・中途失聴者協会（以下、「乙」という。）とは、次のとおり、事務室の賃貸借契約を締結する。

（賃貸借物件）

第1条 甲は、乙に対して、その所有する次に掲げる物件を貸し付け、乙は、これを借り受ける。

- (1) 所在地及び地番 名古屋市中区三の丸一丁目7番2号
- (2) 賃貸借物の明細 桜華会館 南館 2階 団体活動室

（使用目的）

第2条 乙は、賃貸借物を乙の業務に使用するものとする。

（賃貸借期間）

第3条 物件の賃貸借期間は、平成31年4月1日から令和2年3月31日とする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前に意志表示がない時は、この契約期間を1年間延長継続することができる。

（賃料）

第4条 賃料は、金、8,000円（光熱水費、消費税を含む）とする。
2 乙は、前項の賃料を甲の請求に対し、その請求を受けた日から20日以内に支払うものとする。

（乙の善管注意義務）

第5条 乙は、物件を善良な管理者の注意をもって、維持管理しなければならない。

（甲に契約解除権）

第6条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 乙が、賃料の支払いを1か月以上怠ったとき。
- (2) 乙が、第2条の利用目的に反した利用をしたとき。

(3) 乙は、第5条の規定に違反したとき。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においては、甲に対して、その補償を請求することができないものとする。

(賃借権消滅後の物件の返還)
第7条 乙は、賃借権が消滅したときは、甲の指定する期日までに物件を現状に復して、甲に返還しなければならない。

(乙の損害賠償義務)
第8条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として、甲に支払わなければならない。

(雑則)

第9条 その契約に定めのない事項については、甲、乙協議うえ、別に決定とする。

この契約書の証として、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。
平成31年4月25日

(賃貸人) 甲 名古屋市中区三の丸一丁目7番2号

あいち聴覚障害者センター

所長 園田 大昭



(賃借人) 乙 愛知県北名古屋市九之坪庚申前3-6番地7

特定非営利活動法人

愛知県難聴・中途失聴者協会

理事長 黒田 和子

